

東海障害者歯科臨床研究会会則

[総 則]

第1条 本会は東海障害者歯科臨床研究会と称する。

第2条 本会の事務局は会長の所属組織に置く。

第3条 本会は障害者歯科学や障害者歯科医療に関する情報交換を通して、あらゆる障害者が豊かに生きるための支援と会員相互の親睦を図り、公益社団法人日本障害者歯科学会の活動に寄与することを目的とする。

第4条 本会の活動は愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県を中心に行う。

第5条 本会は目的達成のために次の事業を行う。

(1) 学術集会の開催

(2) 公益社団法人日本障害者歯科学会の認定医制度にある、指導医が行う認定
研修会の開催

(3) その他の必要な事業

[会 員]

第6条 会員は本会の目的に賛同する歯科医師、歯科衛生士、医師、その他障害者の医療・福祉・教育や療育に携わる者および本会に賛同できる者をもって構成する。

第7条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申し込み様式に必要事項を記入し、本会事務局に申し込むものとする。

第8条 本会は幹事会の決議を経て名誉会員、賛助会員、協力会員をおくことができる。

[役員]

第9条 本会に次の役員を置く。

会長1名、大会長1名、幹事若干名、参与若干名、アドバイザー若干名、監事2名

第10条 会長は本会を代表し、事業を統括する。

2. 会長は本会の幹事の中から互選により選出する。
3. 会長は幹事会を主宰する。

第11条 大会長は障害者歯科に関する集会を主催する。

第12条 参与は本会の運営全般にわたり助言、指導を行う。

第13条 監事は会の会計および本会の運営を監査する。

2. 監事は会員の中から推薦され、幹事会の承認を経る。

第14条 役員の任期は2年とし再任は妨げない。ただし大会長の任期は1年とする。

2. 正当な理由無くして連続2年間にわたり幹事会を欠席した場合、幹事継続の意向の確認を行う。

[事業]

第15条 本会は年1回以上幹事会を開催し、事業企画、審議、決定を行い、会員へ報告する。

第16条 本会は地域での障害者歯科の普及を目的として年1回以上障害者歯科の集会を開く。

2. 本会は公益社団法人日本障害者歯科学会の認定医制度に定められた認定研修会を開催することができる。

[会計]

第17条 本会の会計は寄付金およびその他の収入によって維持する。

第18条 一般会員の入会金および年会費は無料とする。賛助会員の年会費は年額5,000円とする。集会時の会費は必要に応じて撤収する。

第19条 本会の会計は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

2. 本会の会計報告は、監事による監査を経て、集会時に会員へ報告する。

[会則の変更]

第20条 会則の変更は幹事会の決議による。

2. 会則の変更は集会時に会員に報告する。

[付 則]

本会則は 2009 年 7 月 26 日より施行する。

本改正は 2021 年 11 月 28 日より施行する。

本改正は 2023 年 7 月 23 日より施行する。